

タイにおける改正商標法の施行について

2016年8月4日

ジェトロ・バンコク事務所

2016年7月28日、知的財産局（DIP）は、改正商標法が同日より施行される旨を同局ウェブサイト¹で発表した。改正商標法の概要は以下の通り。

項目	新法	旧法	備考	条文
国内出願	保護範囲を音商標に拡張	音商標の保護なし	登録要件： ・ 指定商品・役務について直接的に記述的でないもの ・ 指定商品・役務の自然音ではないもの ・ 指定商品・役務の機能から生じる音ではないもの	Section 4, 7
立体・三次元商標の識別性	立体商標の識別性について法令上の規定が新設。	従来は備考の登録要件（1）（2）のみ2002年省令にて規定	登録要件： （1）製品自体の性質による形状ではないもの （2）技術的結果を得るために必要は形状ではないもの （3）製品の実質的価値を加える形状ではないもの	Section 7
多区分出願	多区分出願制の導入	1出願1区分	出願費用（オフィシャルフィー）は指定商品役務の数による。	Section 9

¹ タイ知的財産局の該当ウェブページ（タイ語）

http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=189&Itemid=169

オフィスアクション (OA) への 応答期限、及び異 議申立期間	応答期限： OA受領後60日以内 異議申立期間： 公開後60日以内	応答期限： OA受領後90日以内 異議申立期間： 公開後90日以内	いずれも期限延長は認 められない。	Section 15, 17, 18, 19, 20, 21, 27, 31, 35, 36 37, 60, 69, 74, 89
連合商標	廃止（旧法に基づき登 録済みの連合商標につ いても遡及的に廃止の 対象となる。）	同一人による同一又は 類似商標は連合商標と して登録する必要があ り、分離移転は認めら れない。	区分単位での分離的権 利譲渡・移転が認めら れる。	旧法Section 14, 50(両規定とも 削除)
譲渡	指定商品・役務の全体 又は一部分に係る商標 権の譲渡が認められる	指定商品・役務の一部 に係る譲渡は認められ ない		Section 49
オフィシャルフ ィー	出願、登録、及び各種 変更申請に関わる費用 の増額 出願費用は各区分の商品 又は役務1点から5点 までの場合1,000バーツ (約2800円)、登録は各 区分の商品又は役務1点 から5点までの場合600 バーツ (約1700円)	1指定商品・役務あたり の出願料は500バーツ (約1,400円)、登録料 は300バーツ (約850円)	費用は概ね倍増とな る。	Schedule of fee s annexed to th is Act
更新猶予期間	6か月間	猶予期間なし	猶予期間中の更新手続 きについては、費用が2 0%増となる。	Section 54, 55, 56
マドリッド協定	マドリッド協定に基づ く国際登録に関わる条 項を新設	非加盟	マドリッド協定は勅令 によって発効する。な お、勅令は2016年中の 発行が見込まれる。	Chapter 1/1

本内容は、日本貿易振興機構が2016年7月入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。